

三重県立明野高等学校同窓会会則

第 1 章 組 織

第 1 条 (名称)

この同窓会は、三重県立明野高等学校同窓会と称し、三重県立明野高等学校（以下「本校」という。）、三重県立明野農蚕学校、三重県立蚕糸学校、三重県立農事講習所、三重県田丸実業女学校、三重県立渡会農学校の卒業生を以て組織する。

第 2 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り、母校（本校）との連絡並びに本会及び本校の発展を期することを目的とする。

第 3 条 (所在地)

本会の事務を行う所在地は、本校に置く。 (三重県伊勢市小俣町明野 1 4 8 1)

第 4 条 (会員)

本会会員は次の区分による。

- (1) 通常会員 第1条に規定する本校の卒業生
- (2) 賛助会員 本校職員（職員であったものを含む）並びに本会に直接縁故である者で役員が推薦した者

第 2 章 役員・理事・幹事等

第 5 条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 本会を統括し、本会を代表する
- (2) 副 会 長 若干名 会長の職務を補佐する
- (3) 会 計 1 名 他の役員との兼務を認める
- (4) 会 計 監 査 2 名 他の役員との兼務を認める
- (5) 理 事 若干名
- (6) 事務局担当 若干名 本会の事務を行う

第 6 条 (会長・副会長・理事の選任)

1. 会長、副会長。会計、会計監査並びに理事については、通常総会において選挙により決定する。
2. 会長、副会長。会計、会計監査並びに理事の任期については2年間とする。
3. 前項の規定にかかわらず、再任又は留任を妨げないこととする。
4. 任期途中に欠員が生じた場合、前任者の任期を継承する。但し、任期満了後も後任が就任するまでは、その責に就くものとする。

第 7 条 (幹事)

本会に、次の幹事を置く。

- (1) 支 部 長 若干名 居住する地域に基づき本会の推薦に基づき委嘱する
- (2) クラス幹事 若干名 本校からクラス別に推薦された者に委嘱する

第 8 条 (事務局)

第5条(6)に規定する事務局担当を、本会会長の推挙により通常総会の承認を得て委嘱する。任期は設けないこととする。

- (1) 事務局長 1 名
- (2) 庶 務 若干名 事務局長を補佐する

第 9 条 (名誉職)

本会に次の名誉職を置くことができる。任期は設けないこととする。

- (1) 名誉顧問 役員会において推薦された者
- (2) 名誉会長 役員会において推薦された者
- (3) 顧 問 現任校長、並びに役員会において推薦された者

第 3 章 事 業

第 10 条 (事業)

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡並びに共助に関する事項
- (2) 母校との連絡に関する事項

- (3) 同窓会新聞の発行、並びに付随する事項
- (4) 講習会・講演会・品評会の開催
- (5) その他必要と認める事項

第11条 (事業費)

本会の事業費は、入会費、並びに賛助金、雑収入をもって充てる。

第12条 (入会費)

会員は、入会の際入会費として10,000円を納入するものとする。

第13条 (会計年度)

本会は、毎年4月1日から翌年3月31日迄を会見年度とする。

第4章 総会及び役員会・理事会

第14条 (総会)

1. 本会は毎年6月に通常総会を開催し、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画予算、決算に関する事項
 - (2) 次年度の事業計画
 - (3) 予算外支出に関する事項
 - (4) 会則改正に関する事項
 - (5) その他重要となる事項
2. 前項に規定する通常総会の他、臨時総会を開催することができる。尚、臨時総会は本会会長が招集する。
3. 本条第1項、並びに第2項に規定する総会の議長は、本会会長が就くものとする。

第15条 (承認・決議)

前項の総会において議案の承認については、出席会員の2分の1以上の同意を以て、承認・決議されたものとする。但し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第16条 (役員会・理事会)

役員会、並びに理事会は、重要且つ必要と認めた場合、本会会長が招集する。

第5章 その他

第17条 (同窓会基金)

同窓会基金の支出については、理事会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第18条 (支部)

本会に支部を置くことが出来る。又、支部会則は別途定めることとする。

第19条 (事務細則)

必要と認めた場合、役員会に於いて事務細則を作成することが出来る。尚、事務細則は本会会長の決裁を受け施行する。

第20条 (会則の改定)

本会則の改定が総会において決議された場合、当該日から施行する。

附 則

1. 本会則は、令和7年6月7日一部改正、同日から施行する。